

## 漁業の免許をすべき者の判断基準

令和5年5月29日

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

### 第1 目的

この判断基準は、令和5年度における共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権免許の一斉切替えに当たり、漁業法（以下「法」という。）第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

### 第2 共同漁業権における審査基準

共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

なお、この場合においても、法施行規則第25条第2項の規定により、漁業免許申請書には必ず令和5年漁業権免許事務取扱要領で定める事業計画書（以下「事業計画書」という。）（様式8-1）を添付する必要があるので留意すること。

### 第3 定置漁業権及び区画漁業権における審査基準

定置漁業権及び区画漁業権における第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については、次の基準により判断する。

#### (1) 団体漁業権（区画）の場合

免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第1号又は第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

なお、この場合においても、法施行規則第25条第2項の規定により、漁業免許申請書には必ず事業計画書（様式8-3）を添付する必要があるので留意すること。

#### (2) 個別漁業権（定置・区画）の場合

次の(ア)から(ウ)に掲げる事項に加え、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書（様式8-2、8-3）のほか、必要に応じて、申請者へのヒアリングにより審査し、免許をすべき者を決定する。

##### (ア) 漁業生産の増大

- ・ 生産計画は免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・ 漁業生産を増大させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。

##### (イ) 漁業所得の向上

- ・ 漁業所得を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。

##### (ウ) 就業機会の確保

- ・ 地域における就業機会の確保のための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。